

令和8年4月22日

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

預金規定の一部改定のお知らせ

日頃は、当金庫をご利用いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、当金庫では、お客さまの利便性の向上を目的として、下記「預金規定」の一部を改定させていただきますのでご案内申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定日

令和8年5月1日(金)

2. 改定となる預金規定

- (1) [普通預金（決済用普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定](#)
- (2) [総合口座取引規定](#)
- (3) [定期預金共通規定](#)
- (4) [定期積金規定](#)

3. 改定内容

*各規定の改定内容は、上記2の規定をクリックすることによりご確認ください。

(1) 普通預金（決済用普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定

(下線部分変更)

改定後	改定前
4. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>当金庫所定の方法により当金庫</u> に届出てください。	4. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>書面によって取扱店</u> に届出てください。

(2) 総合口座取引規定

(下線部分変更)

改定後	改定前
<p>7. (定期積金の支払時期)</p> <p>(1) 定期積金の給付契約金は、満期日に当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し<u>または当金庫所定の電子装置に押印して積金通帳(掛込帳)とともに提出してください。</u></p>	<p>7. (定期積金の支払時期)</p> <p>(1) 定期積金の給付契約金は、満期日に当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して積金通帳(掛込帳)とともに提出してください。</p>
<p>11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳(積金通帳を含みます。)や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。</u></p>	<p>11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳(積金通帳を含みます。)や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって取扱店に届出てください。</u></p>

(3) 定期預金共通規定

(下線部分変更)

改定後	改定前
<p>3. (取引の制限、預金の解約、書替継続)</p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し<u>または当金庫所定の電子装置に押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください。</u></p>	<p>3. (取引の制限、預金の解約、書替継続)</p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください。</p>
<p>5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1) 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。</u></p>	<p>5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1) 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって取扱店に届出てください。</u></p>
<p>7. (印鑑照合)</p> <p>証書、払戻請求書、<u>当金庫所定の電子装置</u>および諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>7. (印鑑照合)</p> <p>証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

(4) 定期積金規定

(下線部分変更)

改 定 後	改 定 前
<p>9. (取引の制限、預金の解約)</p> <p>(2) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印または<u>当金庫所定の電子装置に押印して通帳とともに取扱店に提出してください。</u></p>	<p>9. (取引の制限、預金の解約)</p> <p>(2) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。</p>
<p>11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法により当金庫</u>に届出てください。</p>	<p>11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面</u>によって取扱店に届出てください。</p>
<p>13. (印鑑照合)</p> <p>通帳、払戻請求書、<u>当金庫所定の電子装置</u>および諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>13. (印鑑照合)</p> <p>通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

以 上